

みどりみらい 2nd SEASON ぐんじとしのりの議会報告

2005/10/01 Vol. 69 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX 45-8362
E-MAIL ID / mmirai@kitemachi.com

印西市議会/平成 17 年第 3 回定例会報告 (2)

いつもお世話になっております。印西市議会第 3 回定例会 (9 月議会) は、10 月 14 日 (金) までの会期にて行われ、現在休会中です。今回は、9 月議会での私からの一般質問、市執行部からの回答を中心に報告していきたいと思っております。

9/12 (月曜日) に、代表質問に立ちました。

以下、市当局の回答です。

1. 印西市のまちづくりについて

千葉ニュータウン中央駅前では、南口旧ダイエー跡地にパチンコ屋やゲームセンターの進出を住民が知らないうちに許し、住民の苦情が起こったとともに、街の景観を品のないものになっている。それにもかかわらず、印西市当局は何ら対策を講じず、再びその東側にパチンコ屋の出店を許そうとしている。千葉ニュータウンの表玄関である駅前にパチンコ屋が 2 軒も並ぶというのはまちづくりについての理念が全くないに等しいと考える。

(1) 土地基本法は、土地についての基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の土地についての基本理念に係る責務を明らかにするとともに、土地に関する施策の基本となる事項を定めることにより、適正な土地利用の確保を図りつつ正常な需給関係と適正な地価の形成を図るための土地対策を総合的に推進し、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。また同法では、土地について「公共の福祉優先」や「適正な利用及び計画に従った利用」を掲げている。しかし、印西市では同法に対する理解が全くされていず、「土地についての基本理念」に則った土地利用施策に関する施策を総合的に策定すること及び実施する責務を怠っている。また、土地についての基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならないとされているにも関わらず、印西市では何ら啓発活動が行われていない。

北口「ジャスコの増床について」

増床計画では建物と建物の連絡通路を「市道」の上に設置し、来店者の利便性という面のみを考え、当初、千葉ニュータウンが描いていたまちづくりの計画と大きく異なったものになっていると考える。市ではこの開発をどのように考え、指導を行ったのか。

(回答 / 市長)

ご質問のジャスコ周辺の地域は、もともと「タウンセンター地区」で、都市計画上、「商業地域」に指定されており、幅広い土地利用が可能な地域でございます。ジャスコの増床につきましては、当然のことながら、「開発行為等指導要綱」に基づき、開発行為に係る関係法令について各課と協議を行っております。

協議内容を申し上げますと、特殊建設作業に係る法律及び条例に基づく規制基準の厳守、緑化の推進、工事期間中の安全確保及び道路上空占用の取り扱いなどが主な内容でございます。なお、道路上空占有につきましては、道路法の規定に基づく道路占有許可申請が必要でございます。

占有許可に当たりましては、関係法令、印西市道路占有許可等に関する基準に照らし合わせて、地上交通の緩和、横断する歩行者の安全性と利便性等を考慮し、消防署、警察署、千葉県の建築担当部署と協議しながら、指導を行っております。

(ぐんじとしのりより市民のみなさまへ / まちづくり条例が必要なのではないかと)

「都市計画法」が改正され、地域のまちづくりを積極的に取り組むことを目的として、市民やまちづくり団体からの都市計画に対する提案制度が創設されました。従って、自分たちの地区をどのようなまちにしていくのか、市民みんなで考え、個性豊かなまちに形成していくことが可能となりました。こうした市民主導の新しいプロセスを市全域広げていくために、「まちづくり条例」を制定していくことが必要だと私は考えています。(印西市では「必要とは思っていない」と議会での質問について回答しています。)

まちづくり条例とは

市民との連携・協働によるまちづくりを行うために必要なものだと考えています。

- 良好な居住環境を確保するために、まちづくりに対する基本理念を定め、

- 1) 土地の開発に伴う市独自の手続きと基準を決定する
- 2) 市民が参加するまちづくりが進められるような仕組みづくりをする

条例を制定し、担保することが必要です。

国勢調査が行われます。～ 6月議会での質疑より。

6月議会で「国勢調査での『個人情報保護』についての印西市の取り組み」を聞きましたので、皆様にお知らせいたします。

(回答/市長 = 抜粋) *個人情報保護について

国勢調査は、国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とし、統計法に基づき、国の最も基本的な統計調査として大正9年以来5年毎に実施されており、本年は18回目の調査となります。法律に基づいて行われる調査ですので、いかに市民の皆様の個人情報を守るかということが大きな課題であると認識しております。

特に調査員におきましては、統計調査期間中は国の非常勤の公務員という身分になりますので、当然公務員としての守秘義務はもちろんのこと、印西市個人情報保護条例に対する理解と研修を深め、プライバシー保護の重要性を十分理解した上で、国勢調査に臨んでいただくよう準備を進めてまいります。

また、個人情報保護のために調査用紙の封入も認められておりますので、より協力が得られやすい形で調査が実施できますよう、市民の皆様へも周知してまいりたいと考えております。

(続) 北総線の通学定期券購入について ～ なぜ6ヶ月定期が買えないの？

広報「いんざい」9月15日号に記載されていた標記の件(10月2日以降、6ヶ月間の割引定期券の購入ができない)について、この紙面にて現状を紹介させていただきましたが、さらに皆様からお問い合わせをいただきましたので、皆様の疑問にご説明を申し上げます。

皆様からの質問と回答について

(Q) 10月1日ならば、6ヶ月間の割引定期券の購入が可能か。

(A) 可能です。

(Q) 今後の印西市と議会の対応について

白井市民のように日付を気にせずに割引定期券の購入はできないのか。

(A) 現状、即対応は難しいと思います。今後、印西市執行部より、今年度予算の補正(当初予算で予定していた補助金を超えるような金額になってきています。)と来年度以降の補助金についての提案が議会側に行われます。この提案を受けて、議会では審議を行い、議会ので了承で来年度以降の補助が確定するという流れになります。(確定するのは、来年3月の議会以降になるだろうと予想しています。しかし、白井市他のように自治体のように来年度以降4年間の債務の履行を約束するといった「債務負担行為」については難航が予想されます。)

(Q) 北総線だけの補助では不公平ではないか。

公平性の観点から言ってJR成田線やバス通学者に対する補助金も出すべきではないか。

(A) 今回の補助については印西市だけでなく、北総沿線の2市2村が「運賃問題」に共同で取り組んでいくとの姿勢をあらわしたもので、JR成田線やバス通学者に対する補助金とは別に考える性質のものです。一方、印西市においての交通問題は深く、市独自に施策を考えていく必要があるとおもいます。今後、印西市執行部からの提案をもとに議会内での議論を進めて参ります。

いつもご声援、ご支援ありがとうございます。この紙面へのご意見に限らず、市政全般へのご提言、ご批判、皆様からのご相談はいつでも承ります。あるべき市政の姿を求めて皆様と手を携えていきたいと思っております。よろしくお願ひ致します。

ぐんじとしのり